

健感発 0627 第 1 号
平成 28 年 6 月 27 日

各

都道府県
保健所設置市
特別区

 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省健康局結核感染症課長
(公 印 省 略)

狂犬病予防法施行規則の一部を改正する省令の施行について(施行通知)

本日、狂犬病予防法施行規則の一部を改正する省令（平成 28 年厚生労働省令第 119 号）が公布されたところ、改正の概要等は下記のとおりですので、御了知の上、関係者へ周知いただくとともに、その適切な運用にご配慮願います。

記

1 改正の概要

平成 28 年 12 月 31 日までの間、平成 28 年熊本地震の発生によるやむを得ない事情により、狂犬病予防法施行規則（昭和 25 年厚生省令第 52 号）に規定する期間内に狂犬病の予防接種を受けさせることができなかつた犬の所有者又は管理者（以下「犬の所有者等」という。）について、その事情が消滅した後速やかにその犬に狂犬病の予防注射を受けさせたときは、当該規定に定める期間内に注射を受けさせたものとみなすこととしたこと。

2 施行期日

公布の日から施行する。ただし、改正後の附則第 2 項の規定中第 11 条第 2 項に係る部分は、平成 28 年 4 月 14 日から適用する。

3 留意事項

- (1) 本改正は、狂犬病の予防注射の接種時期に係る規定について、今般の平成 28 年熊本地震を踏まえて緩和する特例措置を設けたものであり、当該予防注射の接種自体を不要とするものではないこと。
- (2) 犬の所有者等に対しては、やむを得ない事情が消滅した後は、速やかに犬に狂犬病の予防注射を受けさせるよう指導すること。